

## 福岡県感染拡大防止協力金Q & A

### 目次

- 1 申請方法について
- 2 申請者について
- 3 営業時間短縮・休業について
- 4 酒類・カラオケ設備の提供について
- 5 申請書類について
- 6 先渡給付について

### 1 申請方法について

Q 申請はどのようにすればいいですか？

A 電子、または郵送により申請できます。詳細は申請する期のホームページをご確認ください。

<福岡県感染拡大防止協力金のご案内>

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-kansenkakudaiboushi-kyouryokukin-info.html>

Q 紙の申請書類は、どこで入手できますか？

A 以下の方法で入手できます。

①県ホームページから入手

②県内各所で入手

商工会議所、商工会、市町村役場、県・中小企業振興事務所、県・保健福祉環境事務所

③郵送による取り寄せ

Q 申請や給付はどのようになりますか？

A 協力金は期ごとに受け付けています。期ごとに申請してください。給付も期ごとに行います。

Q 日割りでの給付はできませんか？

A 日割りでの給付は行っておりません。

Q 事業者が複数店舗を運営し、複数店舗で営業時間短縮に応じた場合、店舗ごとに申請をする必要  
がありますか？

A 店舗ごとに申請してください。

Q 複数店舗を運営している事業者が、一部の店舗のみ営業時間短縮に応じた場合、応じた店舗分の  
申請をすることができますか？

A 一部店舗のみの申請をすることも可能ですが、感染拡大防止の観点から、可能な限り全店舗における  
営業時間短縮へのご協力をお願いいたします。

Q 【第 9 期】、【第 10 期】について、「感染防止宣言ステッカー」とは何ですか？どこで申請できますか？

A 「感染防止宣言ステッカー」とは、店舗や施設が、業種別ガイドラインに従った感染防止対策を実施して  
いることを示すステッカーです。

「感染防止宣言ステッカー」申請フォーム

<https://act-against-covid-19.pref.fukuoka.lg.jp/>

※「感染防止宣言ステッカー」についてのお問い合わせ

福岡県新型コロナウイルス感染症一般相談窓口： 092-643-3599 （平日 9 時～ 18 時まで）

## 2 申請者について

Q 協力金の対象となる「飲食店」とはどのような店舗のことですか？

A

第 5 期	○福岡市内又は、久留米市内に所在する、食品衛生法に基づく飲食店又は喫茶店営 業許可を受けている店舗のうち、もともと 21 時から翌朝 5 時までの間に営業していた 店舗で、営業時間短縮に応じた店舗。
第 6 期	○福岡市内又は、久留米市内に所在する、食品衛生法に基づく飲食店又は喫茶店営 業許可を受けている店舗のうち、もともと 20 時から翌朝 5 時までの間に営業していた 店舗で、営業時間短縮に応じた店舗。 ○福岡県内のその他市町村に所在する、食品衛生法に基づく飲食店又は喫茶店営業 許可を受けている店舗のうち、もともと 21 時から翌朝 5 時までの間に営業していた店 舗で、営業時間短縮に応じた店舗。
第 7 期	○福岡県内に所在する、食品衛生法に基づく飲食店又は喫茶店営業許可を受けてい る店舗（飲食店営業許可を受けていないカラオケ店、飲食店営業許可を受けている

第8時	結婚式場を含む)のうち、酒類又はカラオケ設備を提供する店舗で休業に応じた店舗又は酒類及びカラオケ設備の提供をやめて営業時間短縮した店舗、もともと20時から翌朝5時までの間に営業していた店舗で営業時間短縮に応じた店舗。
第9期	○福岡市内又は、北九州市内又は、久留米市内に所在する、食品衛生法に基づく飲食店又は喫茶店営業許可を受けている店舗（飲食店営業許可を受けている結婚式場を含む）のうち、もともと20時から翌朝5時までの間に営業していた店舗で、営業時間短縮に応じた店舗。 ○福岡県内のその他市町村に所在する、食品衛生法に基づく飲食店又は喫茶店営業許可を受けている店舗のうち、もともと21時から翌朝5時までの間に営業していた店舗で、営業時間短縮に応じた店舗。
第10期	福岡コロナ警報の要請期間 8月1日 ○福岡県内に所在する、食品衛生法に基づく飲食店又は喫茶店営業許可を受けている店舗のうち、もともと21時から翌朝5時までの間に営業していた店舗で、営業時間短縮に応じた店舗。 まん延防止等重点措置期間の要請 8月2日～8月31日 ○北九州市、福岡市、久留米市、福岡地域に所在する、食品衛生法に基づく飲食店又は喫茶店営業許可を受けている店舗のうち、もともと20時から翌朝5時までの間に営業していた店舗で、営業時間短縮に応じた店舗。 ○福岡県内のその他市町村に所在する、食品衛生法に基づく飲食店又は喫茶店営業許可を受けている店舗のうち、もともと21時から翌朝5時までの間に営業していた店舗で、営業時間短縮に応じた店舗。
第11期	○飲食店営業許可・喫茶店営業許可を得ている施設が要請の対象 ※設備を設けて客に飲食をさせる営業を行う露店営業（屋台）は、要請の対象です。 ※「飲食店営業許可を受けていないカラオケ店」は、要請の対象です。 ○次の施設は、飲食店営業許可・喫茶店営業許可を得ている施設であっても要請の対象外 ネットカフェ、漫画喫茶、宅配・テイクアウト専門、キッチンカー、スーパーやコンビニのイー トインスペース、自動販売機、ホテル等の宿泊施設において宿泊客のみに飲食を提供する場合の飲食施設、葬儀場

Q 酒類を提供していない店舗は、協力金の対象となりますか？

A 要件を満たせば協力金の対象となります。

Q 飲食店営業許可証は持っていないが、缶ビールやおつまみの提供は行っている。協力金の対象となりますか？（※酒類小売業に区分される、いわゆる角打ちのお店）

A 対象外です。協力金は飲食店営業許可を持つ飲食店が対象です。

Q 営業時間短縮要請の対象となる店舗が、店での飲食の提供終了後にテイクアウトやデリバリーのみ  
切り替えて営業する場合、協力金の対象になりますか？

A 店内で飲食を提供する営業時間を要請に応じて短縮していただければ、テイクアウトやデリバリーによる  
営業を行っていても対象となります。

Q 惣菜・弁当などのテイクアウト専門店、コンビニエンスストアやスーパーマーケットのイートインスペース、自  
動販売機（自動販売機で調理を行うホットスナックなど）は協力金の対象になりますか？

A 対象外です。

Q ホテルや旅館の食堂や宴会場の営業時間を短縮した場合は、協力金の対象になりますか？

A 宿泊者以外にも飲食を提供する食堂や宴会場であれば、協力金の対象となります。

Q ホテルや旅館の食堂や宴会場を冠婚葬祭で使用する場合は、協力金の対象になりますか？

A 冠婚葬祭での使用は要請の対象外ですが、同じ場所を冠婚葬祭以外の用途でも使用し、要請に応じ  
ている場合は、協力金の対象です。

Q 市町村等、地方公共団体は対象になりますか？

A 対象外です。

Q 大企業は協力金の対象になりますか？

A 要件を満たせば対象となります。

Q 県外に本社がある企業や NPO 法人等は協力金の対象になりますか？

A 要件を満たせば対象となります。

Q 要請期間中に事業承継などにより営業主体が変わった場合は対象になりますか？

A 対象になります。事業承継の事実がわかる書類（開廃業届など）をご提出ください。

Q 要請期間中に新たに開業した場合には協力金の対象となりますか？

A 対象外です。ただし、もともと要請開始前に開業を予定していたものの、やむを得ない理由により、開業が遅れた場合は対象となる場合があります。

Q 要請期間中に廃業した場合には、日割りで協力金の対象となりますか？

A 対象外です。

Q 店舗の営業委託を受けています。営業許可証の名義は委託元ですが、営業委託を受けている者（委託先）が協力金の申請をすることはできますか？

A 営業許可を受けている事業者を対象とした協力金ですので、原則、営業許可を受けている方が申請してください。

Q 申請者と営業許可証の名義が異なる場合は対象になりますか？

A 対象になります。名義が異なる場合は、申請者と営業許可証の名義人との関係を説明する理由書（様式第3号）を連名で作成し、提出してください。様式は、県のホームページに掲載しています。

<福岡県感染拡大防止協力金のご案内>

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-kansenkakudaiboushi-kyouryokukin-info.html>

### 3 営業時間短縮・休業について

Q 申請するには、要請の全期間で営業時間短縮をしている必要がありますか？

A 原則、全期間にわたり、営業時間短縮または休業にご対応いただく必要があります。各期の要請期間については、県ホームページをご確認ください。

<福岡県感染拡大防止協力金のご案内>

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-kansenkakudaiboushi-kyouryokukin-info.html>

Q 終日休業とした場合は協力金の対象となりますか？

A 営業時間短縮要請の対象である店舗が、終日休業とした場合も対象になります。

Q 店の営業時間は 8 時から 19 時の飲食店です。協力金の対象となりますか？

A 対象外です。営業時間短縮の要請対象ではありません。  
ただし、要請以前から新型コロナウイルス感染拡大防止のため一時的に営業時間を短縮し、要請期間中も要請に応じていた場合は対象となります。その場合、短縮した時期及び短縮以前の営業時間を証明する書類を別途提出してください。

Q もともとは 22 時まで営業していましたが、コロナの影響により、要請前から一時的にテイクアウト専門に切り替えました。この場合は協力金の対象になりますか？

A コロナの影響により、要請前から一時的にテイクアウト専門に切り替えている場合は、コロナの影響を受ける以前の営業時間が、要請対象であったことが確認できる場合は、対象になります。

Q もともと 22 時まで営業していましたが、コロナの影響により要請前から休業しています。要請開始後も引き続き休業している場合は協力金の対象になりますか？

A コロナの影響により要請前から一時的に休業し、要請後も引き続き休業している場合は、コロナの影響を受ける以前の営業時間が短縮要請の対象であったことが確認できる場合は、対象になります。

Q 金曜日以外は、18 時・19 時で店を閉めていますが、金曜日のみ居酒屋になり、22 時ごろまで営業をしています。この場合は、協力金の対象となりますか。

A 営業時間短縮要請に応じている場合は、対象となります。

Q 営業時間は9時から20時までで、酒類提供時間も同じく9時から20時までです。要請内容どおり酒類提供時間を11時から19時までとすることで、協力金の対象となりますか？

A 対象外です。酒類提供時間の短縮のみに応じた場合は対象となりません。

Q 営業時間短縮後の閉店時間を過ぎても引き続き店内に客がいる場合、料理を提供しなければ、営業時間短縮要請に応じたことになり協力金の対象となりますか？

A 対象外です。客に対し、短縮後の閉店時間までに退店いただくようご案内ください。なお、お客様がトイレ、タクシー待ちで退店しきれずに店内にいる程度であれば、問題ありません。

Q 【第10期】について、店の営業時間は8時から22時の飲食店です。8月1日の福岡コロナ警報の要請は間に合いませんが、8月2日までにまん延防止等重点措置期間の要請に応じれば協力金の対象となりますか？

A 対象外です。8月1日に福岡コロナ警報の要請に応じていただく必要があります。

Q 【第10期】について、店の営業時間は8時から21時の福岡市内の飲食店です。8月5日までにまん延防止等重点措置期間の要請に応じれば協力金の対象となりますか？

A 対象となります。8月1日に福岡コロナ警報の営業時間短縮の要請は該当しません。協力金の対象期間は、まん延防止等重点措置期間の要請に応じた日から8月31日です。

Q 【第10期】について、店の営業時間は8時から21時の飯塚市内の飲食店です。8月5日までにまん延防止等重点措置期間の要請に応じれば協力金の対象となりますか？

A 対象外です。まん延防止等重点措置の営業時間短縮の要請は該当しません。

Q【第10期】について、店の営業時間は8時から22時の福岡市内の飲食店です。  
8月1日は福岡コロナ警報の要請に応じ、  
8月2日から8月3日は、まん延防止等重点措置の要請に応じましたが、  
8月4日は、通常通り営業し、  
8月5日から、まん延防止等重点措置の要請に応じています。協力金の対象となりますか？

A 対象外です。8月2日から8月5日は、福岡コロナ警報からまん延防止等重点措置への移行準備期間です。福岡コロナ警報の要請に応じていない場合は協力金の対象外です。

Q【第10期】について、店の営業時間は8時から22時の福岡市内の飲食店です。  
8月1日は福岡コロナ警報の要請に応じ、  
8月2日から8月3日は、まん延防止等重点措置の要請に応じましたが、  
8月4日は、福岡コロナ警報の要請に応じ、  
8月5日から、まん延防止等重点措置の要請に応じています。協力金の対象となりますか？

A 対象です。8月2日から8月5日は、福岡コロナ警報からまん延防止等重点措置への移行準備期間です。8月5日までにまん延防止等重点措置の要請に応じていただければ対象となります。この場合の1日当たりの給付額は、以下の通りです。  
・8月1日～8月4日：2万5千円～7万5千円/日（福岡コロナ警報）  
・8月5日～8月31日：4万円～10万円/日（まん延防止等重点措置）

Q【第11期】について、店の営業時間は8時から22時の飲食店です。  
【第10期】協力金は申請していません。  
8月23日までに緊急事態宣言期間の要請に応じれば協力金の対象となりますか？

A 対象外です。8月20日から緊急事態宣言の要請に応じていただく必要があります。

Q【第11期】について、店の営業時間は8時から22時の飯塚市内の飲食店です。  
8月20日から8月22日はまん延防止等重点措置の要請に応じ、酒類を提供していました。  
8月23日から、緊急事態宣言の要請に応じています。協力金の対象となりますか？

A 対象です。8月20日までに応じられなかった場合は、8月20日以降、引き続き【第10期】まん延防止等重点措置の要請に応じ、8月23日までに【第11期】緊急事態宣言の要請に応じた方が対象となります。この場合の1日当たりの給付額は、以下の通りです。  
・8月20日～8月22日：2万5千円～7万5千円/日  
・8月23日～9月12日：4万円～10万円/日



#### 4 酒類・カラオケ設備の提供について

Q 営業時間は 9 時から 20 時までで、酒類提供時間も同じく 9 時から 20 時までです。要請内容どおり酒類提供時間を 11 時から 19 時までとすることで、協力金の対象となりますか？（再掲）

A 対象外です。酒類提供時間の短縮のみに応じた場合は対象となりません。

Q 【第 5 期】について、酒類の提供とは、オーダーストップの要請時間までに酒を下げる必要がありますか。キープボトルはどうすればよいでしょうか。

A オーダーストップまでに最後の酒類の提供を終える必要があります。オーダーストップから閉店までの間に客の手元にある酒類（キープボトル含む）を下げる必要はありませんが、営業時間短縮後の閉店時間までに客が退店する必要がありますのでご注意ください。

Q 【第 7 期】、【第 8 期】、【第 10 期】\*、【第 11 期】について、酒類の提供はしませんが、お酒の持ち込みは認められますか？

A 酒類の提供と同じく、酒類の持込もできません  
\*【第 10 期】については、北九州市、福岡市、久留米市、福岡地域の事業者のみ

Q 【第 7 期】、【第 8 期】、【第 10 期】、【第 11 期】について、営業時間は 9 時から 20 時までで、カラオケ設備の提供時間も同じく 9 時から 20 時までです。カラオケ設備の提供をやめて営業していた場合、協力金の対象となりますか？

A 対象外です。通常の営業時間が要請の対象外のため、カラオケ設備の提供の取り止めのみに応じた場合は対象となりません。休業した場合は、協力金の対象となります。ただし、【第 10 期】については、休業しても協力金の対象外です。  
\*【第 10 期】については、北九州市、福岡市、久留米市、福岡地域の事業者のみ

Q 【第 9 期】、【第 10 期】について、「感染防止宣言ステッカー」は要請期間中に取得すれば、取得前に酒類の提供をしてもいいですか？

A できません。酒類の提供は「感染防止宣言ステッカー」の取得後にお願いします。「感染防止宣言ステッカー」を取得せずに酒類を提供した場合は、協力金の対象外となります。  
\*【第 10 期】については、北九州市、福岡市、久留米市、福岡地域以外のその他市町村の事業者のみ

Q【第10期】について、「感染防止宣言ステッカー」は掲示していますが、「対策項目チェックリスト」は該当しないものがあります。酒類の提供をしてもいいですか？

A できません。酒類の提供は、業種別ガイドラインを遵守し、「感染防止宣言ステッカー」の掲示店において、「対策項目チェックリスト」の全項目を満たし、同リストを掲示している店舗に限られます。「対策項目チェックリスト」を全部満たさない場合は、協力金の対象外となります。

Q【第10期】について、「感染防止宣言ステッカー」は掲示していますが、「対策項目チェックリスト」はなくしてしまいました。ステッカーを掲示しているので酒類の提供をしてもいいですか？

A できません。酒類の提供は、業種別ガイドラインを遵守し、「感染防止宣言ステッカー」の掲示店において、「対策項目チェックリスト」の全項目を満たし、同リストを掲示している店舗に限られます。「対策項目チェックリスト」を掲示していない場合は、協力金の対象外となります。

\*【第10期】については、北九州市、福岡市、久留米市、福岡地域の事業者のみ

Q【第9期】、【第10期】\*について、「利用客に酒類を提供する場合は、4人以下のグループに限ること」とありますが、酒類を提供しない場合は5人以上のグループでも構いませんか？

A 酒類を提供しない場合は、人数制限はありません。

\*【第10期】については、北九州市、福岡市、久留米市、福岡地域以外のその他市町村の事業者のみ

Q【第9期】、【第10期】\*について、「利用客に酒類を提供する場合は、4人以下のグループに限ること」とありますが、グループの中に酒類を提供しない人がいる場合や、家族連れ（大人2人、未成年3人）の場合は、酒類を提供してもいいですか？

A 酒類の提供はできません。食事を提供する場合は、年齢にかかわらず1人にカウントします。食事を提供する人数が5人以上のグループへの酒類の提供はできません。

\*【第10期】については、北九州市、福岡市、久留米市、福岡地域以外のその他市町村の事業者のみ

## 5 申請書類について

Q 【郵送申請の場合】申請書等を記載ミスした場合、修正ペンを使ってもいいですか？

A 書類の記入にあたっては、消せるボールペン、鉛筆、修正ペン等は使用しないでください。差し替えが必要になります。記載ミスがあった場合は、二重線で消し、余白に修正内容をご記入ください。

Q 確定申告を行いました、受付印をもらい忘れました。後から税務署で日付をさかのぼって受付印を押すことはできますか？

A 後から税務署で日付を遡って受付印を押すことはできません。

Q 「個人番号（マイナンバー）」や、「本籍地」が記載された書類の提出にあたって、注意すべき点がありますか？

A 添付書類に個人番号（マイナンバー）が記載されている場合、黒塗りをするなどして個人番号（マイナンバー）が読み取れないようにしてください。

※個人番号（マイナンバー）が記載されている書類

・確定申告書（原本）、住民票の写し、個人番号（マイナンバー）カード\*

\*本人確認書類として提出する場合は番号が記載されていないオモテ面のみを添付してください。

また、補足資料として、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）や戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）などを提出する場合についても、黒塗りをするなどして本籍地が読み取れないようにしてください。

Q 飲食店営業許可を紛失しました。どうすればよいですか？

A 営業許可を受けた保健所にご相談いただき、「営業許可を受けていることを証明する書類」を取得し、ご提出ください。ただし、「営業者名」「営業の種類」「営業所の名称等」「営業所所在地」「許可年月日及び番号」「許可期間」など証明内容に空欄がある場合は、内容を確認できないため、受付できません。

Q 飲食店営業許可について、「営業許可通知書」という書類と「許可事項」という書類があるが、どれを提出すればよいか。

A 「営業許可通知書」をご提出ください。

Q 「社交飲食店営業許可」で、飲食店営業許可の代用とできますか？

A 代用できません。食品衛生法に基づく飲食店営業許可または喫茶店営業許可の許可書写しをご提出ください。

※なお、許可書によっては、営業許可通知書というタイトルとなっている場合もあります。

※社交飲食店営業許可など風営法に基づく許可書をお持ちの飲食店は、食品衛生法に基づく許可と併せて風営法に基づく許可書もご提出ください。

Q 必要書類を事情があつて提出できない場合、対象とはならないのですか？

A 給付要件を満たしていることの確認ができる代替の書類があれば、審査時に対応いたします。

Q 営業時間を確認ができるホームページは、自社のホームページではなく Google やグルメサイト、フリーペーパーのコピーの営業時間でもよいですか？

A 構いません。

Q 屋台を休業した場合、休業の状況が分かる写真はどのようにすればいいですか？

A 屋台を閉じた状態等の写真を提出してください。

## 6 先渡給付について

Q 先渡給付とは何ですか？

A 要件を全て満たす事業者の皆さまに協力金の一部を協力金の申請に先立って給付します。対象となる協力金は、【第 10 期】、【第 11 期】です。先渡給付の要件や申請期間、申請書類などの詳細は、[【第 10 期】福岡県感染拡大防止協力金（先渡給付）について](#)、[【第 11 期】福岡県感染拡大防止協力金（先渡給付）について](#)、をご覧ください。

Q 先渡給付の差額はどうかつたらもらえますか？

A 協力金の給付要件を満たしたこと（全期間、県の全ての要請にご協力いただいたこと等）を確認するため、要請期間終了後に必ず本申請が必要です。後日、給付要件を満たしていなかったことが判明した場合や、要件を満たしていたことが確認できなかった場合は、先渡給付額は返還していただきます。

Q 先渡給付の本申請は絶対に必要ですか？

A 絶対に必要です。協力金の給付要件を満たしたこと（全期間、県の全ての要請にご協力いただいたこと等）を確認するため、要請期間終了後に必ず本申請をしてください。申請受付期間中に本申請がない場合は、先渡給付額は返還していただきます。